

随意契約結果一覧表

件名	場所	契約日 契約金額	期間	請負人	理由
住民情報システム簡易帳票及びAccess改修業務	大阪狭山市役所	令和7年8月29日 3,819,200円	令和7年9月1日 ～令和8年3月31日	日本電気（株）関西支社	地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）現行システムがより有効かつ円滑に運用できるよう、当該システムを構築してきた左記業者と随意契約を行った。
庁内情報システムのサービス利用	大阪狭山市役所	令和7年8月29日 128,809,098円	令和7年9月1日 ～令和10年9月30日	日本電気（株）関西支社	地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）業務内容に精通し、適正かつ円滑な業務が期待できる左記業者と随意契約を行った。
教職員用コンピュータネットワーク機器の運用保守業務	大阪狭山市立各小・中学校	令和7年8月29日 22,836,000円	令和7年9月1日 ～令和12年3月31日	（株）内田洋行大阪支店	地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）業務内容に精通し、適正かつ円滑な業務が期待できる左記業者と随意契約を行った。
公用車の賃貸借（再リース）	大阪狭山市立保健センター	令和7年8月29日 807,840円	令和7年9月1日 ～令和9年8月31日	（株）トヨタレンタリース大阪	地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）再リースによる賃貸借期間の延長を行うものであるため、現リース事業者である左記業者と随意契約を行った。
顔認証システム更新業務	大阪狭山市役所	令和7年8月29日 2,294,600円	令和7年9月1日 ～令和7年9月30日	日本電気（株）関西支社	地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）現行システムがより有効かつ円滑に運用できるよう、当該システムを構築してきた左記業者と随意契約を行った。
大阪狭山市立小・中学校コンピュータネットワーク機器（教育用）の保守業務（延長）	大阪狭山市立各小・中学校	令和7年8月29日 2,987,600円	令和7年9月1日 ～令和8年3月31日	（株）内田洋行大阪支店	地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）業務内容に精通し、適正かつ円滑な業務が期待できる左記業者と随意契約を行った。
大阪狭山市立小・中学校コンピュータネットワーク機器（教育用）の賃貸借（延長）	大阪狭山市立各小・中学校	令和7年8月29日 1,085,700円	令和7年9月1日 ～令和8年3月31日	FLCS（株）関西支店	地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）再リースによる賃貸借期間の延長を行うものであるため、現リース事業者である左記業者と随意契約を行った。
大阪狭山市立小中学校ICT支援員配置業務	大阪狭山市立各小・中学校	令和7年8月29日 2,002,000円	令和7年9月1日 ～令和8年3月31日	（株）内田洋行大阪支店	地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）業務内容に精通し、適正かつ円滑な業務が期待できる左記業者と随意契約を行った。